

ふれあい豊かな  
地域社会づくりのために

令和5年度  
町内会活動の手引き



仙台市宮城野区連合町内会長協議会

# 目 次

## I 町内会活動Q & A(よくあるご質問)

Q1 マンションに町内会を設立したいと相談されました	1
Q2 町内に転入してきた方に、町内会への加入を呼びかけるチラシなどがありますか	1
Q3 町内会集会所の建て替えを計画しています	2
Q4 近所の道路脇に長期間放置された自動車があります	2
Q5 飼い主のいない猫に関する相談は、どこにすればよいですか	2
Q6 飼い主のわからない動物の死体を見つけた場合、どうすればよいですか	3
Q7 災害時に自力で避難できないと思われる方がいます	3
Q8 子ども会についての相談は、どこにすればよいですか	3
Q9 老人クラブについての相談は、どこにすればよいですか	4
Q10 市役所・区役所の制度や手続きについての問い合わせは、どこにすればよいですか	4

## II こんなときは、ご連絡ください

II-1 町内会長(自治会長)に変更があるとき	5
II-2 市政だより等の送付先や部数に変更があるとき	5
II-3 ごみ集積所を設置・変更するとき、ごみ集積所に関してお困りのとき	5
II-4 まちぐるみ清掃、ボランティア清掃のごみを処理するとき	5
II-5 公園の清掃・除草で出たごみを処理するとき	5
II-6 市道の側溝から出た土砂を処理するとき	6
II-7 県道・市道の道路の補修が必要なとき	6
II-8 市街灯の不具合(ランプ切れ、灯具の破損など)を見つけたとき	6
II-9 側溝や柵に土砂の詰まりを発見したとき	6
II-10 公園を使用するとき(多人数で特定の行為を行う場合は許可が必要となります)	6
II-11 公園内の異常を発見したとき	6
II-12 放置自転車にお困りのとき	7
II-13 適切に管理されていない空き家を見かけたとき	7
II-14 住まいの活用相談	7

## III ともに住みよい地域をつくるために

III-1 公園愛護活動制度(公園愛護協力会)	8
III-2 公園の草刈り・清掃活動制度(おらほの公園草刈隊)	8
III-3 クリーン仙台推進員・クリーンメイト	8
III-4 仙台市地域防災リーダー(SBL)	9
III-5 自主防災組織	9

## IV 広聴・相談に関すること

IV-1 要望・陳情	10
IV-2 地域懇談会	10
IV-3 市政相談	11
IV-4 「市長への手紙」・「インターネット広聴等」	11
IV-5 一般相談	11
IV-6 市政出前講座	12
IV-7 環境施設を見る会（市の施設見学）	12
IV-8 特別相談	13

## V 宮城野区内の避難所等

V-1 指定避難所	15
V-2 地域避難場所	15
V-3 広域避難場所	15
V-4 コミュニティ防災センター	15

## VI 町内会活動を支援します

VI-1 町内会等育成奨励金	16
VI-2 地区連合町内会運営補助金	16
VI-3 屋外掲示板設置補助金	16
VI-4 地区集会所建設等補助金及び地区集会所借上補助金	16
VI-5 市政だより等の配布謝礼金	17
VI-6 コミュニティまつり助成	17
VI-7 私道などの整備補助	17
VI-8 街路灯に関する補助	17
VI-9 街路灯の移管	17
VI-10 凍結防止剤の配布	18
VI-11 小型除雪機械購入補助	18
VI-12 止水板等設置補助制度	18
VI-13 緑化木植栽助成	18
VI-14 花壇づくり助成	19
VI-15 花の苗あっせん	19
VI-16 肥料「杜のめぐみ」の提供	19
VI-17 落書き消し用具の貸出し	20
VI-18 木造住宅の耐震診断・耐震改修工事支援事業	20
VI-19 ブロック塀等除却工事補助金交付事業	20

VI-20 生垣づくりへの助成制度	20
VI-21 集団資源回収奨励金	20
VI-22 地域ごみ出し支援活動促進事業奨励金	21
VI-23 私道公共下水道設置制度	22
VI-24 共同排水設備設置補助制度	22
VI-25 水洗化困難箇所ポンプ施設設置補助制度	23
VI-26 私道共同排水設備引取り制度	23
VI-27 公設・公管理浄化槽事業	24
VI-28 防災訓練用非常食の提供	24
VI-29 動力草刈機等機器整備補助制度	24
VI-30 点字市政だより・声の広報	25
VI-31 市民センターの利用（利用に際し、活用できる制度等）	25
VI-32 AEDの貸出し	26
VI-33 地域安全安心まちづくり事業	26
VI-34 防犯カメラ設置等補助事業	26
VI-35 まちづくり支援専門家派遣制度	26
VI-36 みんなで育てる地域交通乗り乗り事業	27
VI-37 市民活動補償制度	27

## Ⅶ 町内会について

VII-1 町内会とは	28
VII-2 町内会の役割	28
VII-3 町内会活動	28
VII-4 会長及び役員の役割	29
VII-5 会計と監査	30
VII-6 町内会加入促進	32
VII-7 町内会の法人化	32
VII-8 仙台市の町内会	33
VII-9 町内会役員永年勤続表彰	34
VII-10 研修会	34
VII-11 地域の諸団体等	35
VII-12 町内会規約	36 ~ 40

## 資料

【様式】町内会長等の変更届出	41
----------------	----

※詳しい情報は、仙台市ホームページ（<https://www.city.sendai.jp/>）をご覧ください。

# I 町内会活動Q & A（よくあるご質問）

## Q1 マンションに町内会を設立したいと相談されました

町内会の区域に100世帯が入居するマンションが建設され、新たに町内会を設立したいと相談がありました。

町内会設立に関して手続き等を知りたいのですが、どうすればよいですか。

**A1** 町内会は、その地区に生活する住民によって設立される任意団体であり、マンションや集合住宅単位で設立する場合も増えています。町内会の組織と運営、設立手順、行事の進め方等、お気軽にお問い合わせください。

➔ 宮城野区まちづくり推進課 地域振興係 TEL291-2111(内線6132)

## Q2 町内に転入してきた方に、

### 町内会への加入を呼びかけるチラシなどがありますか

新たに町内に転入してきた方や、集合住宅にお住まいで町内会未加入の方を対象に町内会への加入を呼びかけるチラシはありますか。

**A2** 転入者や町内会未加入の方向けに、加入を呼びかけるチラシを作成しております。チラシはまちづくり推進課からお渡しするほか、仙台市ホームページからもダウンロードができますのでご利用ください。

➔ 宮城野区まちづくり推進課 地域振興係 TEL291-2111(内線6132)

仙台市ホームページ URL <https://www.city.sendai.jp/>

ホーム > 区役所から探す > 宮城野区トップページ > まちづくり > 町内会のご案内

**Q3 町内会集会所の建て替えを計画しています**

地域の町内会集会所は、築後 30 年を経過し、台所、トイレ、廊下などの傷みが目立ってきました。会員から建て替えを望む声も出ています。資金計画の都合もあり、建設に際しての補助金について教えてください。

**A3** 地域の町内会集会所は、町内会活動や各種サークル活動の拠点施設として利用されています。集会所の新築、増改築、修繕等をする際には工事費用の3分の2（上限額：新築の場合は 1,000 万円、その他の場合は 800 万円）を補助しております。なお、補助金の年間予算には限りがあり、また、設計費や旧建物の解体費、外溝工事に要する費用など補助対象経費から除かれるものがあります。

詳しくは 16 ページ「VI-4 地区集会所建設等補助金及び地区集会所借上補助金」を参照してください。

計画をされるときは、お早めにまちづくり推進課へご相談ください。

➔ 宮城野区まちづくり推進課 地域振興係 Tel291-2111 (内線6133)

**Q4 近所の道路脇に長期間放置された自動車があります**

撤去したいのですが、どうすればよいですか。

**A4** 自動車は個人の所有物であり、持ち主に移動していただくこととなります。所有者が不明な場合は最寄りの交番・駐在所に届け出てください。

なお、私有地内の自動車は勝手に処分することはできません。

➔ 最寄りの交番は7ページ「II-12 放置自転車にお困りのとき」を参照してください。

**Q5 飼い主のいない猫に関する相談は、どこにすればよいですか**

町内で、飼い主のいない猫に関する苦情が寄せられています。

どこに相談すればよいですか。

**A5** 仙台市では、「仙台市人と猫との共生に関する条例」を定め、市民のみなさまのご理解とご協力のもと、猫の適正飼育・管理を推進しています。飼い主が適正に飼育するとともに、飼い主のいない猫を「地域猫」として管理することで、街の環境美化と地域のコミュニケーションの活性化を促進します。「猫」を悪者にしないために、ご一緒に考えてみませんか。ぜひ、仙台市動物管理センター（アニパル仙台）へご相談ください。

➔ 仙台市動物管理センター（アニパル仙台） Tel258-1626

## Q6 飼い主のわからない動物の死体を見つけた場合、どうすればよいですか

**A6** 仙台市ペット斎場にご連絡ください。また、道路、公園等にある死体については、それぞれの管理者（道路課、公園課等）に連絡してください。

- ➔ 仙台市ペット斎場                      Tel 373-7469
  - ➔ 宮城野区道路課 道路維持係      Tel 291-2111 (内線6454)
  - ➔ 宮城野区公園課 総務係              Tel 291-2111 (内線6414)
- 平日 午前8時30分～午後5時以外の時間帯は宮城野区役所へ Tel 291-2111

## Q7 災害時に自力で避難できないと思われる方がいます

普段から近所つきあいがなく立ち入りにくいのですが、災害時など、いざというときに地域で助け合う体制をつくるにはどうしたらよいですか。

**A7** 民生委員などの協力を得ながら、支援が必要な人（要援護者）を訪問するなどして、必要な支援や避難方法等を確認し、隣近所で支援者を募る、といった取り組みが考えられます。市では、こうした取り組みを推進するため、高齢者や障害者など、災害時に地域の支援を希望する方のリストを作成し、町内会などの地域団体等に情報提供しています。（災害時要援護者情報登録制度）

このリストも活用しながら、日ごろから声かけや見守り活動などを通じて、顔の見える関係を作っておくことが大切です。

- ➔ 宮城野区障害高齢課 高齢者支援係
- Tel 291-2111 (内線6741)

## Q8 子ども会についての相談は、どこにすればよいですか

**A8** 仙台市子ども会育成会連合会または仙台市子ども会連合会にご相談ください。

- ➔ 仙台市子ども会育成会連合会      Tel 050-5373-0760

お問い合わせフォーム <https://sendaishikoren.jimdofree.com/お問い合わせ/>  
※随時相談受け付けています。電話に出られないこともありますので、その場合は時間をおいておかけ直しいただくか、またはホームページのお問い合わせフォームからお願いいたします。

- ➔ 仙台市子ども会連合会      Tel 080-1141-3286 (直通)、022-214-8602 (こども若者相談支援センター取次)、Fax 022-262-4761

市内の4つの子ども会育成組織（仙台市子ども会育成会連合会・仙台市泉区子ども会育成会・仙台市宮城子ども会育成会連合会・仙台市秋保町子ども会育成連合会）相互の連絡協調を図り、子ども会の自主的な活動を支援しています。また、子ども会安全共済の加入手続きを行っております。

〒980-0012 仙台市青葉区錦町一丁目3-9  
仙台市こども若者局こども若者相談支援センター内  
業務時間 火曜 金曜 午前10時～午後4時

**Q9 老人クラブについての相談は、どこにすればよいですか**

.....

**A9** 老人クラブは、おおむね60歳以上の高齢者20名以上で結成し、社会奉仕やレクリエーション等の自主的な活動を行っています。仙台市では老人クラブの活動費や活動場所である「好日庵」の運営費の一部を助成しています。

➡ 健康福祉局高齢企画課 在宅支援係 TEL214-8168

**Q10 市役所・区役所の制度や手続きについての問い合わせは、どこにすればよいですか**

.....

**A10** 仙台市総合コールセンターで、市政に関するお問い合わせにワンストップでお答えします。ぜひご利用ください。

➡ 仙台市総合コールセンター「杜の都おしえてコール」 TEL398-4894<sup>しやくしよ</sup>

※受付時間 午前8時から午後8時まで（土日祝日・年末年始は午後5時まで）

※ファクスも受け付けます Fax398-5070

※ホームページもご活用ください <https://faq.callcenter.city.sendai.jp/app/top>

また、下記については専用コールセンターをご利用ください。

○市バス・地下鉄に関するお問い合わせ

仙台市交通局 案内センター TEL222-2256

（平日:午前8時30分～午後6時30分／土日祝日・年末年始:午前8時30分～午後5時）

○水道に関するお問い合わせ

仙台市水道局 コールセンター TEL748-1111

（平日:午前8時30分～午後7時／土曜日:午前8時30分～午後5時）

※日曜・祝休日・年末年始を除く

（ただし、3月1日から4月第一週までの日曜・祝休日は、午前8時30分～午後5時受付）

水道修繕受付センター（漏水等） TEL304-3299（24時間受付）

○都市ガスに関するお問い合わせ

仙台市ガス局 お客さまセンター TEL0800-800-8977

（平日:午前8時30分～午後7時／土曜日:午前8時30分～午後5時）

※日曜・祝休日・年末年始を除く

ガス漏れ等緊急時受付 TEL256-2111（24時間受付）



## II こんなときは、ご連絡ください

**II-1 町内会長（自治会長）に変更があるとき** ※巻末に変更届出の様式があります。

➡ 宮城野区まちづくり推進課 地域振興係 Tel291-2111 (内線6132)

**II-2 市政だより等の送付先や部数に変更があるとき**

➡ 宮城野区総務課 区政推進係 Tel291-2111 (内線6115)

**II-3 ごみ集積所を設置・変更するとき、ごみ集積所に関してお困りのとき**

生活ごみ（家庭ごみ）の集積所を設置（新設・移動・廃止等）する場合や集積所に鳥獣対策用の工作物を設置する場合は、事前にご連絡ください。現地調査を行い、道路交通法などの規程や収集作業に支障がないかを確認したのちに、収集の手続きを行います。

なお、ごみ集積所に鳥獣対策用のネット・収集曜日ステッカーが必要な場合やごみの排出でお困りの際は、ご相談ください。

➡ 環境局宮城野環境事業所 Tel236-5300

**II-4 まちぐるみ清掃、ボランティア清掃のごみを処理するとき**

事前に宮城野環境事業所へ清掃日時や排出場所をご連絡ください。清掃中に不法投棄物（タイヤ・バッテリー・テレビ・粗大ごみ等）を発見したら、回収しないで、ご連絡ください。

➡ 環境局宮城野環境事業所 Tel236-5300

※地域清掃用ごみ袋は、宮城野環境事業所のほか、宮城野区まちづくり推進課でも配布しています。

➡ 宮城野区まちづくり推進課 地域振興係 Tel291-2111 (内線6132)

**II-5 公園の清掃・除草で出たごみを処理するとき**

公園内の清掃・除草から出るごみ等の処理は、区役所公園課が配布している専用の白い袋を使用し、公園の入口付近に置き、公園愛護協力会名または町内会名（数量、公園名）を連絡してください。委託業者が処理します。

➡ 宮城野区公園課 総務係 Tel291-2111 (内線6412)

## II-6 市道の側溝から出た土砂を処理するとき

事前に区役所道路課へ清掃日時や集積場所をご連絡ください。

※土砂はどのような袋に収集してもよいですが、地域清掃用ごみ袋は使用できません。

※土<sup>のう</sup>囊袋が必要な場合は、区役所道路課で配布しています。

なお、配布枚数に限りがあるため、事前にお問い合わせください。

➔ 宮城野区道路課 道路管理係 Tel 291-2111 (内線6432)

## II-7 県道・市道の道路の補修が必要なとき

➔ 宮城野区道路課 道路維持係 Tel 291-2111 (内線6451~6454)

## II-8 市街灯の不具合（ランプ切れ、灯具の破損など）を見つけたとき

支柱に設置された管理プレートの番号を連絡してください。

➔ 市街灯修繕コールセンター（東芝ビルファシリティコールセンター内）

Tel 0570-66-6181（ナビダイヤル）

➔ 宮城野区道路課 道路管理係 Tel 291-2111 (内線6433)

## II-9 側溝や樹に土砂の詰まりを発見したとき

下水道南管理センターにご連絡ください。

➔ 建設局下水道南管理センター Tel 746-5061

## II-10 公園を使用するとき（多人数で特定の行為を行う場合は許可が必要となります）

➔ 宮城野区公園課 総務係 Tel 291-2111 (内線6412)

## II-11 公園内の異常を発見したとき

公園内の照明灯の球切れ、樹木に虫がいる・木が枯れている・倒れている、遊具のボルトがはずれている・穴があいている・ぐらぐらするなど、公園施設の異常にお気づきの時は下記までご連絡ください。修理等の手配をします。

➔ 宮城野区公園課 公園係 Tel 291-2111 (内線6421~6426)

## II-12 放置自転車にお困りのとき

最寄りの交番・駐在所へご連絡ください。

---

・幸町交番	大楯 11-10	TEL 296-2680
・仙台駅東口交番	榴岡二丁目 1-17	TEL 256-2743
・総合グラウンド前交番	宮城野二丁目 11-6	TEL 256-7935
・高砂交番	福室二丁目 5-14	TEL 258-0957
・鶴ヶ谷交番	鶴ヶ谷八丁目 19-2	TEL 251-7242
・苦竹交番	苦竹一丁目 7-1	TEL 237-3987
・東仙台交番	東仙台二丁目 18-36	TEL 256-7936
・仙台港交番	中野五丁目 6-18	TEL 258-3293
・今市駐在所	岩切一丁目 13-6	TEL 255-8029
・洞ノ口駐在所	岩切字青津目 125-9	TEL 255-8024

※宮城野区は仙台東警察署が管轄となります。

・仙台東警察署	南目館 21-1	TEL 231-7171
---------	----------	--------------

## II-13 適切に管理されていない空き家を見かけたとき

---

○管理不全な空家に関する相談・問い合わせ

➡ 宮城野区区民生活課 生活安全係 TEL 291-2111 (内線 6143)

○空家等対策の制度に関する問い合わせ

➡ 市民局市民生活課 市民生活係 TEL 214-6148

## II-14 住まいの活用相談

将来誰も住まなくなる、または、すでに使われていない市内の住宅の活用について、市職員がお話を伺い、内容に応じて不動産・法務・建築の専門団体の無料相談窓口をご紹介します。

また、所有者本人からの相談で、売買もしくは賃貸で活用したいという意向が固まっていて不動産事業者への相談を希望する場合には、不動産団体が推薦する事業者を紹介することも可能です。

※すでに売却中の住宅や賃貸住宅は、除きます。

---

➡ 都市整備局住宅政策課 企画係 TEL 214-8330

# Ⅲ ともに住みよい地域をつくるために

## Ⅲ-1 公園愛護活動制度（公園愛護協力会）

公園を市民が快適に利用できるように、仙台市と公園周辺の地域住民が協力して公園愛護精神を普及し、また、公園管理が適正に行われることを目的として、公園愛護協力会（地域住民により結成され、公園の除草や清掃等の公園愛護活動を行っている団体）を設立した団体に対し、報償金を支給します。

➡ 宮城野区公園課 総務係 Tel 291-2111 (内線6415)

## Ⅲ-2 公園の草刈り・清掃活動制度（おらほの公園草刈隊）

公園を安全で快適な状態に維持するため、草刈り・清掃等を行う町内会、公園愛護協力会、企業等のボランティアによる「おらほの公園草刈隊」を結成した団体に対し、草刈り機械の貸し出し、燃料・収集袋の支給、団体名称の表示板の設置などの支援を行います。

➡ 宮城野区公園課 総務係 Tel 291-2111 (内線6414)

## Ⅲ-3 クリーン仙台推進員・クリーンメイト

「クリーン仙台推進員」は、町内会等と連携を図りながら、地域でのごみの適正な排出や減量、リサイクル等の取り組みのリーダー役として、中心的に活動していただく方、「クリーンメイト」は、推進員をサポートし、ともに活動していただく方です。それぞれ町内会等の推薦に基づいて市長から委嘱され、ボランティアで活動しています。

- 任期＝委嘱時～令和7年6月30日
- 推薦は随時受け付け、毎月25日まで受け付けた分を翌月1日付で委嘱します。
- 委嘱者数＝推進員は世帯数により上限があります（500世帯以上は10名以内、500世帯未満は5名以内）。メイトは制限がありません。
- 主な活動内容＝資源とごみの分け方と出し方の周知・啓発、ごみ集積所の管理（清掃当番の実施や改修など）、不法投棄巡視活動、まち美化活動

○推進員・メイトの推薦・変更手続、活動に関する相談窓口

➡ 環境局宮城野環境事業所 Tel 236-5300

○クリーン仙台推進員制度についての問い合わせ

➡ 環境局家庭ごみ減量課 管理係 Tel 214-8227

### III-4 仙台市地域防災リーダー（SBL）

東日本大震災や関東・東北豪雨を経験して、家庭の災害対策（自助）のみならず、自主防災組織（共助）の必要性や重要性が明らかになりました。地域の安全・安心を高めるために、地域ぐるみで自主防災組織を活性化させ、地域防災力の強化を図る必要性があります。そこで、仙台市では平成24年度から仙台市独自の講習カリキュラムに基づき、仙台市地域防災リーダー（以下、SBL）の養成を開始しました。SBLの役割は、町内会長などを補佐しながら、さらには同じ地域防災リーダーどうしが協力し、理解を得ながら、ともに地域に根差した自主防災活動を推進していくことです。

※SBLとは、(Sendai-shi chiiki Bousai Leader)の略です。

#### SBLの役割

##### ○平常時

- ・地域特性の把握（防災マップ作り等）
- ・自主防災計画（年間活動計画・アクションカード）の作成
- ・地域の実情に応じた実践的な防災訓練等の企画、運営
- ・地域住民に対する情報提供、啓発活動
- ・指定避難所の運営に関する学校をはじめとした関係団体との協議、連携
- ・災害時要援護者の支援体制の整備 ・地域防災リーダーどうしの情報交換等

##### ○発災時

- ・安否確認 ・情報収集、伝達 ・避難誘導 ・初期消火 ・救出、救護
- ・災害時要援護者の支援 ・避難所の開設、運営 ・避難者の支援 等

仙台市は、SBLの養成講習会に加え、活動中のSBL全員のスキルアップや顔の見える関係づくりを目的とした、バックアップ講習会を開催します。

➡ 危機管理局減災推進課 減災推進係 TEL214-3109

### III-5 自主防災組織

昭和53年の宮城県沖地震を教訓として、町内会を単位として地域住民の防災対応力の向上を図るため、自主防災組織が結成されています。

自主防災組織の結成や防火・防災・応急手当等の訓練についてはお近くの消防署・出張所へご相談ください。

- |          |                |             |
|----------|----------------|-------------|
| ➡ 宮城野消防署 | 宮城野区苦竹三丁目6-1   | TEL284-9211 |
| ➡ 高砂分署   | 宮城野区高砂一丁目30-15 | TEL258-0900 |
| ➡ 岩切出張所  | 宮城野区岩切字三所南1-4  | TEL255-8249 |
| ➡ 鶴谷出張所  | 宮城野区鶴ヶ谷八丁目19-6 | TEL251-1563 |
| ➡ 原町出張所  | 宮城野区原町一丁目3-54  | TEL256-5732 |

## IV 広聴・相談に関すること

住みよい地域環境づくり等、町内に係る要望等を市政に反映してもらうことが必要な場合は、市や区に対し要望することができます。

- ➔ 宮城野区区民生活課 広聴相談係 TEL 291-2111 (内線6146)
- ➔ 市民局広聴課 広聴相談係 (仙台市役所本庁舎1階) TEL 214-6132

### IV-1 要望・陳情

市長または区長あてに各種団体（町内会・連合町内会・複数の市民の連名等など）から書面で提出された要望や陳情については、「要望・陳情書」として扱われ、庁内での調整を行ったうえで回答いたします。

なお、要望・陳情書の提出にあたっては以下の点にご留意ください。

- 要望等について地域内の意思統一が図られていること
- 連絡先（説明者）が記載されていること
- 場所等がわかるような地図が添付されていること
- 現状が理解できるような写真等が添付されていること

### IV-2 地域懇談会

地域の抱える課題を行政（区・市）へ伝え、行政の取り組みについて地域のみなさまと職員とが膝を交えて意見や情報の交換を行い、相互理解を図ることを目的としています。お住まいの地区の連合町内会の代表者が区に要請し、日時や話し合いのテーマを決定して開催します。

### IV-3 市政相談

個人または各種団体（町内会など）からの市政に対する意見・要望・困りごとなどの各種相談を実施しています。※流れは「要望・陳情」と同様になります。

- ➡ 青葉区役所 「市民相談室」・区民生活課 TEL 225-7211 (代)
- ➡ 宮城野区役所 「市民相談室」・区民生活課 TEL 291-2111 (代)
- ➡ 若林区役所 「市民相談室」・区民生活課 TEL 282-1111 (代)
- ➡ 太白区役所 「市民相談室」・区民生活課 TEL 247-1111 (代)
- ➡ 泉区役所 「市民相談室」・区民生活課 TEL 372-3111 (代)
- ➡ 宮城総合支所 まちづくり推進課 TEL 392-2111 (代)
- ➡ 秋保総合支所 総務課 TEL 399-2111 (代)
- ➡ 市民局広聴課（市役所本庁舎） TEL 214-6132

※相談時間 「市民相談室」は午前9時15分～午後4時  
他は午前8時30分～午後5時

### IV-4 「市長への手紙」・「インターネット広聴等」

広聴手段として「市長への手紙」や、仙台市ホームページからインターネットで意見を投稿する「インターネット広聴等」の制度があります。「市長への手紙」として、料金受取人払いの専用封書を区役所等の市の施設277か所に設置していますのでご活用ください。

- ➡ 「市長への手紙」※ファクスも受け付けます。 Fax 213-8181
- ➡ 仙台市ホームページ URL

<https://www.city.sendai.jp/kochotoke-kocho/shise/koho/kocho/kobetsu.html>  
ホーム > 市政情報 > 広報・広聴 > 広聴 > 個別広聴（市民の声）

### IV-5 一般相談

市政以外の困りごとについても区役所4階の区民生活課で相談できます。

- ➡ 宮城野区区民生活課 広聴相談係 TEL 291-2111 (内線6146)

#### IV-6 市政出前講座

市政出前講座は、市の政策や事業について分かりやすく説明を行い、市民のみなさまに市政への理解を深めていただくものです。

○申し込みができるのは

市内に在住、勤務、在学するおおむね 20 名以上が参加予定の団体やグループ

○講師は

市の職員が伺い、ご説明いたします。

○開催日時や会場は

- ・平日の午前 10 時～午後 5 時の間で、1 時間～1 時間 30 分を目安としてください。
- ・講座の実施会場は市内とし、お申し込み団体でご用意ください。

○講座のテーマ他お申し込み、お問い合わせ

➡ 市民局広聴課 広聴相談係 Tel 214-6132 Fax 213-8181

○インターネットにより仙台市のホームページからも申し込みができます。

➡ ホームページ URL

<https://www.city.sendai.jp/kochotoke-kocho/shise/koho/kocho/sonota/demaekoza/index.html>

ホーム > 市政情報 > 広報・広聴 > 広聴 > その他広聴（パブリックコメント・市政出前講座・広聴相談事業年報） > 市政出前講座

#### IV-7 環境施設を見る会（市の施設見学）

目的・内容	毎日出るごみがどのように処理されているのか見学し、ごみの減量やリサイクルについて理解を深める。
運行時間	火～金曜日の午前 10 時～午後 3 時（祝休日、年末年始を除く）
対象	町内会、子ども会、社会学級などの団体
見学施設	ごみ焼却工場、資源化センター、リサイクルプラザなど
備考	15～40 名までご利用いただけます。施設見学会とあわせて、ごみの分け方・出し方講座もお申込みいただけます。詳しくは担当課にお問い合わせください。
担当課	環境局家庭ごみ減量課 減量推進係 Tel 214-8229



#### IV-8 特別相談

生活上の問題について、専門的な知識を有する相談員がご相談に応じます。  
いずれも、正午～午後1時を除きます。

法律相談、税務相談、登記・相続相談、遺言・暮らし手続相談及び宅地・建物相談は事前予約が優先です。予約は、各区役所区民生活課、宮城総合支所まちづくり推進課で相談日の前月初日（閉庁日の場合は翌開庁日）よりお受けいたします。

相談種別	相談内容【相談員】	青葉区役所	宮城野区役所	若林区役所	太白区役所	泉区役所	宮城総合支所
法律 (予約優先)	賃貸借・不動産・相続・離婚、その他法律全般(係争中・事業・法人関係を除く) 【弁護士】	毎週月曜及び第1・3金曜 午前10時～午後3時	第2・3・4火曜 午前10時～午後3時	第1・2・3水曜 午前10時～午後3時	第2・3・4木曜 午前10時～午後3時	第1・2・3金曜 午前10時～午後3時	第1月曜 午前10時～午後3時
		○同一人からの同じ内容の相談は1回限りといたします。 ○閉庁日にあたる場合は、原則次のとおり振り替えます。 青葉区(月曜分は振替なし) → 翌週の金曜 太白区 → 同月の第1木曜 宮城野区 → 同月の第1火曜 泉区 → 同月の第4金曜 若林区 → 同月の第4水曜 宮城総合支所 → 翌週の月曜					
税務 (予約優先)	所得税・贈与税 相続税 その他税全般 【税理士】	第3火曜 午後1時～午後4時	第4水曜 午後1時～午後4時	第3木曜 午後1時～午後4時	第4金曜 午後1時～午後4時	第3月曜 午後1時～午後4時	第4火曜 午後1時～午後4時
		○12月～3月の期間中は、次のとおり追加実施します。 第1火曜 午後1時～午後4時 第2水曜 午後1時～午後4時 第1木曜 午後1時～午後4時 第2金曜 午後1時～午後4時 第1月曜 午後1時～午後4時					
登記・相続 (予約優先)	不動産の登記、相続、遺言、成年後見制度、土地の境界等 【司法書士、土地家屋調査士】	第1水曜 午後1時～午後4時	第2木曜 午後1時～午後4時	第1金曜 午後1時～午後4時	第2月曜 午後1時～午後4時	第1火曜 午後1時～午後4時	
遺言・暮らし手続 (予約優先)	遺言・相続(登記を除く)に関する書類作成、許認可申請手続等 【行政書士】	第1水曜 午前10時～正午	第2木曜 午前10時～正午	第1金曜 午前10時～正午	第2月曜 午前10時～正午	第1火曜 午前10時～正午	
宅地・建物 (予約優先)	宅地建物の売買・賃貸の契約や取引等 【宅地建物取引士】	第2・4火曜 午前10時～午後3時	第1金曜 午前10時～正午	第3木曜 午前10時～正午	第4金曜 午前10時～正午	第3月曜 午前10時～正午	

次頁に続く

相談種別	相談内容【相談員】	青葉区役所	宮城野区役所	若林区役所	太白区役所	泉区役所	宮城総合支所
人権	いじめ・虐待・DV・近隣関係・その他人権等 【人権擁護委員】	第2・4 水曜 午前10時～午後3時	第1・3 木曜 午前10時～午後3時	第2・4 木曜 午前10時～午後3時	第1・3 火曜 午前10時～午後3時	第1・3 水曜 午前10時～午後3時	
行政	国や県・市の仕事に関する意見・要望・苦情等 【行政相談委員】	第2・4 木曜 午前10時～午後3時	第2・4 金曜 午前10時～午後3時	第2・4 金曜 午前10時～午後3時	第2・4 火曜 午前10時～午後3時	第2・4 水曜 午前10時～午後3時	第2 水曜 午前10時～午後3時
交通事故	損害賠償・保険の請求・示談の仕方、その他 【専門相談員】	市役所1階 毎週月～金曜 午前9時～午後4時	第1・3 水曜 午前10時～午後3時	第1・3 火曜 午前9時～午後3時	第2・4 水曜 午前9時～午後3時	第2・4 火曜 午前9時～午後3時	
○交通事故相談所（TEL214-6150）へお問い合わせください。 面接相談希望の場合は、前日午後4時までにご予約ください。							

○税務相談及び登記・相続相談、遺言・くらし手続相談の相談日が閉庁日にあたる場合、原則翌週の同じ曜日に振り替えます。詳しくは区役所・総合支所まで、お問い合わせください。

○相談時間は1人30分以内ですので、相談内容の要点をまとめて、お越しください。

○同じ相談種別の複数回分の予約は、お断りしています。

◎その他の主な相談窓口（※①、②は予約が必要です。）

- ①仙台市男女共同参画推進センター（IL・リ・ラ・ハ）女性相談 TEL268-8302
- ②仙台市シルバーセンター総合相談センター TEL215-4135
- ③仙台市消費生活センター TEL268-7867
- ④行政困りごと相談所（藤崎一番町館6階） TEL263-6201
- ⑤人権相談所（仙台北法務局内） TEL0570-003-110
- ⑥行政一般相談（東北管区行政評価局） TEL0570-090-110